

熊本県「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」に基づく立入検査要領

1 目的

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」（以下「法律」という。）に関する事務のうち、熊本県知事が行う事務を適正に執行するために行う立入検査について取りまとめたものである。

2 立入検査の実施手順

(1) 下記の要件が生じたときに、検査を行う。

ア 報告徴収によって得られた事項の真実性を確認し、もしくは不十分な点を補完するため、必要があると認めたとき。

イ 経済産業大臣から指示があった場合。

ウ その他特別な必要が生じた場合。

(2) 県知事は、県職員のうちから立入検査に従事する者（以下「検査員」という。）を定めて、その者に別記様式第5の立入検査証（様式は法律施行規則第13条による。この場合、「主務大臣」とあるのは、「熊本県知事」と読みかえる。）を発行する。

(3) 検査は2名以上の検査員で実施する。

(4) 被検査者の事務所の所在地が他の都道府県の区域内にある場合であっても、必要があれば立入検査を行い得ることとする。なお、他の都道府県の区域内にある事務所に立ち入ろうとするときは、立ち入ろうとする都道府県の知事に対してあらかじめ連絡する。

会員制事業者等がトラブルを全国的に惹起させていると認められる場合、又はやむを得ない事情がある場合には、自ら立入検査をせず、把握しているトラブルの実態等の情報を添付して、経済産業大臣に意見を提出することができる。

(5) 検査の事前準備

あらかじめ、下記の内容について、調査を行っておくことが望ましい。

ア 当該事業者等について寄せられたトラブルの総件数と内容（可能なならば、近隣の都道府県に寄せられたものも含む。）

イ 以前にも検査を行っている場合にあつては、その概要。

(6) 検査員は、検査終了後速やかに検査報告書を作成する。（別記様式第4による）

熊本県知事は、その写し（必要があるときは意見を付すこととする。）を経済産業大臣に提出する。

また、他の都道府県の区域内において立入検査を行った場合にあつては、当該都道府県知事にも検査報告書の写しを送付する。

(別記様式第4)

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第1項の規定に基づく
に対する立入検査報告書

平成 年 月 日
熊本県

担当部課名	
担当官名	
立入検査年月日	
被検査事業者名	
(代表者氏名)	
主たる事務所の所在地	
立入検査の実施地	
立入検査を行うに至った経緯	
検査結果の内容	
その他特記すべき事項	

(別記様式第5)

表面

		第 号	
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第17条第3項の規定による立入検査証			
写真	(押出スタンプ割印)	所属	
		職名	
		氏名	
		生年月日	年 月 日生
		発効日	年 月 日交付
熊本県知事		印	

裏面

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律抜粋

第17条 主務大臣は、この法律の施行のために必要があると認められるときは、政令で定めるところにより会員制事業者若しくは会員契約代行者に対し報告を求め、又はその職員に会員制事業者若しくは会員契約代行者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第14条に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、会員制事業協会に対しその事業若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、会員制事業協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第23条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

六 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

七 第17条第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は、同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者。

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令抜粋

第8条 法第10条及び第11条に規定する主務大臣の権限に属する事務(法第6条から第8条までの規定に係るものに限る。)並びにその事務に係る法第17条第1項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における会員制事業者又は会員契約代行者の業務に係るものは、都道府県知事が行うこととする。(省略)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B7とすること。